

富山県感染症予防計画（案）に対する意見募集の結果

1. 概要

「富山県感染症予防計画（案）」について、意見募集を行いました。

(1) 意見募集期間

令和6年2月2日（金）～令和6年2月22日（木）

(2) 告知方法

富山県ホームページ・県庁県民サロン、県情報公開総合窓口、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館において関係資料を公表

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、県ホームページのパブリックコメント専用フォーム

2. 富山県感染症予防計画（案）に関連する意見の提出状況

意見提出者：1個人 意見数：1件

3. お寄せいただいたご意見とこれに対する県の考え方

別表のとおり

番号	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	—	感染症の1つでもある新型コロナウイルス感染症の対応だが、これは、CBRNE災害のBの病理学的/生物学的危険の対応で感染性物質であるという認識はあったのか、認識されてないように思えた。ゾーニングでの室内の対応も甘すぎる。（病院はできていたが）また、人体への4つの感染経路も認識されていなかったと感じるし、エアロゾルの存在も認識していたのか？	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の対応については、国が感染状況等に応じ、専門家会議等から得た専門的・技術的な事項での助言等を踏まえ、とりまとめた対策をもとに、県内医療機関や関係団体と情報共有・連携を図りながら、その対応にあたってきたところです。・また、今年度、新たに設置した、行政、医療機関、関係団体からなる「富山県感染症対策連携協議会」における意見を踏まえ、協議会等を通じた連携の強化、新たな感染症の発生及びまん延時における医療提供体制の速やかな構築、社会福祉施設等への平時からの感染対策指導、感染症専門医や感染管理認定看護師などの人材育成、感染症危機対応訓練の実施などを予防計画の内容に盛り込むこととしています。・今後も、国等からの正確な知見の情報収集に努め、関係者間の連携を緊密にし、新たな感染症の発生に備え取り組みます。